

けやき並木を守り育てる制度（案）に対する
パブリック・コメント手続の実施結果

1 意見・提案の提出期間

令和6年2月15日（木）から令和6年3月15日（金）まで

2 意見の提出者等

提出者数	件数	意見の提出方法					
		Eメール	電子申請	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
43	85	0	36	4	1	2	0

3 意見の概要とそれに対する市の考え方

	市民意見・提案の概要	市の考え方
1	出来れば残して、寿命の来た木の植え替えなどして維持してほしい。	市も同様に考えており、市の教育委員会が策定した『馬場大門のケヤキ並木保護管理計画』に基づき、危険木の伐採と古木の種子から育てた苗木を補植する取組を行っています。
2	隈研吾氏に助言等を受ける。罰金、拘束、退去命令権を保有する。集団鳥類を排除する。南口デッキの老朽化対策、車の通行止め、募金箱の設置、児童生徒に清掃を要請、けやきストリートブルースの放送	いただいたご意見については、関係課と情報共有し、今後の参考にさせていただきます。
3	総合的にけやき並木のある街並みを作り直すと人々はけやき並木を大事にする。	いただいたご意見を関係課と情報共有し、将来にわたって、市民の皆さんにけやき並木を大切に思ってもらえるように取り組んでまいります。
4	制度が必要な事例を日頃見かけている。実効性を担保してほしい。	まずは制度の周知と啓発に努めた上で、市と関係機関や市民等が連携した取組を行っていくことで、実効性を担保していきたいと考えています。

5	<p>正月の日の丸は圧迫感がある全ての市民が穏やかに正月を過ごせるように配慮してほしい。</p>	<p>いただいたご意見については、関係課に情報提供させていただきます。</p>
6	<p>1.イルミネーションが与える影響を制度に反映してほしい。 2.飲酒・喫煙の問題はけやき並木とは無関係。切り離して制度設計すべき。 3.けやき並木だけではなくまち全体の問題である。 4.飲酒や居座りしている方には、生活に問題があるかもしれないので市で対応すべき。 5.指導・勧告する職員の身の安全の保障と威圧的な対応にならないようにすべき。 6.問題となっている行為の内容、回数時間及び原因を調査すべき。 7.選挙活動でも不安や嫌悪を覚える人がいる場合、憲法で保障されている表現の自由が侵害されてしまう。</p>	<p>1.イルミネーションの実施に当たっては、文化財保護法に基づき、その都度専門家の指導も仰ぎながら適切に対応しています。 2.天然記念物指定地と道路等を含む空間全体をけやき並木として捉え、歴史と風格、潤いのあるけやき並木の良好な環境を守り、育て、次世代に確実に引き継いでいくため、飲酒・喫煙の問題も含めています。 3.本制度については、国の天然記念物に指定されているケヤキ並木とその周辺の環境改善等を目指すものです。 4.すでに関係課で、当事者に対して聞き取り・指導を行い、問題があれば適切に対応しています。 5.必要に応じて市職員に加え、関係機関と連携し、適切に対応していきます。 6.これまで飲酒・喫煙など様々な迷惑行為が発生し、その都度注意してきましたが、中には聞き入れていただけない方もいて、その結果、多数の市民から通報等を受ける状態が続いてきました。 7.本制度は、表現の自由を制限するものではありません。なお、禁止行為の当該条項につきましては、いただいたご意見を参考に、条例案の作成に当たり配慮しました。</p>

7	<p>土壌や日光など植物が生き長らえる大事な要素記述がない。禁止事項は捉え方によっては、憲法で保障されている表現の自由が侵されてしまいます。</p>	<p>土壌や日光などの保護対策は、市の教育委員会が策定した『馬場大門のケヤキ並木保護管理計画』や、『けやき並木景観整備基本計画』に基づき、適切に対応しています。また、禁止行為の規定は、表現の自由を制限するものではなく、あくまで他人に迷惑をかける行為等について禁ずるものです。</p>
8	<p>憩いの場であるケヤキ並木において、飲酒などの行為を禁止するための罰則規定を設け、取りしめることは反対です。</p>	<p>本制度は、けやき並木の良好な景観、環境を維持していくために、ルール・マナーの遵守をお願いするもので、本制度で新たな罰則規定を設けるものではありません。</p>
9	<p>生活に問題のある人を排除するのではなく福祉につなげるべき。選挙の街宣活動している候補者に対して意見を言う人を排除することは、民主主義を守る行為を委縮させる。</p>	<p>生活に問題のある方は、これまでも市の担当課で適切に対応しています。本制度は、けやき並木の良好な景観、環境を維持していくために、ルール・マナーの遵守をお願いするものです。なお、禁止行為の規定は、表現の自由を制限するものではなく、あくまでも他人に迷惑を掛ける行為について禁ずるものです。</p>
10	<p>1.基本理念に植物の育成など樹木としてのケヤキについて言及されていない。 2.「適切な利用の増進を図る」の具体的な内容を説明してほしい。 3.禁止事項の内、「石積みに入らない」以外は市全体の問題であるので本制度からは削除すべき。 4.美しい景観を守るために、禁止ではなく提案型の内容にすべき。</p>	<p>1.天然記念物の指定地内のケヤキの育成などの保護対策は、市の教育委員会が策定した『馬場大門のケヤキ並木保護管理計画』に基づき、毎年適切に対応しています。 2.これまでもけやき並木では、多くの人々が行き交い、集い、潤うことができる場として様々なイベントも行われてきました。今後は、本制度のもとで、石積への立ち入りや機材設置の際にケヤキなどの植物を傷つけない対策を指導していきながら、適切なけやき並木の利用の増進を図っていきます。 3.禁止行為は、けやき並木の保全と</p>

		<p>良好な景観、環境を維持していくために、必要なルール・マナーの遵守をお願いします。</p> <p>4. 国の天然記念物に指定されているケヤキ並木とその周辺の良い環境が失われつつある以上、禁止行為の規定は必要だと考えています。</p>
1 1	<p>迷惑行為をする人にその都度注意すれば良いので、条例は不要である。説明会で市民の疑問や質問に答えてほしい。</p>	<p>国の天然記念物指定から 100 周年を迎えることを契機として、改めて、本市のシンボルであり、私たちのかけがえのない財産であるけやき並木の良好な環境を次世代に確実に引き継いでいくため、本制度を創設するものです。なお、迷惑行為に対しては、これまでもその都度お願いをしてきましたが、条例制定後も引き続き、市の取組の趣旨等を説明しながら、迷惑行為を行わないようお願いしてまいります。</p> <p>また、詳細は、市ホームページや制度周知用の資料を通じて、本制度の趣旨等をご理解いただけるよう十分な周知に努めていきます。</p>
1 2	<p>パブリック・コメントの期間をもっと長くすべき。市民への事前説明会を開催すべき。常日頃、ケヤキ並木を通行しているが条例の必要性を感じない。</p>	<p>本市のパブリック・コメント手続の期間については、庁内のルールにのっとり適切に設定しました。詳細は、市ホームページや制度周知用の資料を通じて、本制度の趣旨等をご理解いただけるよう十分な周知に努めていきます。また、国の天然記念物指定から 100 周年を迎えることを契機として、改めて、本市のシンボルであり、私たちのかけがえのない財産であるけやき並木の良好な環境を次世代に確実に引き継いでいくため、本制度を創設することは必要と考えています。</p>

1 3	禁止事項や罰則があることに違和感がある。禁止行為の基準があいまいであり周知徹底する時間が必要である。	国の天然記念物に指定されているケヤキ並木とその周辺の良い環境が失われつつある以上、禁止行為の規定は必要だと考えています。また、本制度で新たな罰則規定は設けません。さらに、禁止行為の当該条項につきましては、いただいたご意見を参考に、条例案の作成において配慮しました。また、詳細は市ホームページや制度周知用の資料を通じて、本制度の趣旨等をご理解いただけるよう十分な周知に努めていきます。
1 4	本制度は条例にすべきで、議会に提案して十分な議論をすることが必要である。	本制度案に、パブリック・コメントで寄せられたご意見等を可能な限り反映した上で、市議会に条例案を上程し、審議をいただきました。
1 5	けやき並木から一部の人を排除・分断するもので禁止行為や勧告は不要。粗野、乱暴な言動等は拡大解釈、恣意的運用の恐れがある。その他市長の裁量は必要ない。石積みや火気に関しては市民を信頼して啓発すべき。	国の天然記念物に指定されているケヤキ並木とその周辺の良い環境が失われつつある以上、禁止行為の規定は必要だと考えています。また、禁止行為の当該条項につきましては、いただいたご意見を参考に、条例案の作成において配慮しました。さらに、運用に当たっては、できる限り具体的な運用基準を定め、市と関係機関が連携して対応することで、拡大解釈や恣意的に運用することはしません。
1 6	禁止事項のウとエは他の街路でも必要な規範であるので本制度に含めるべきではない。また表現があいまいである。用語の定義で「利用」を規定する必要がある。オは誰が「支障があると認める」かが不明である。	禁止事項のウは、多くの人々が集うけやき並木の良好な環境を守るために必要と考えますし、エも、他の条例で禁止されていることを提示するもので、本制度における禁止事項に一貫性を持たせるために必要なものです。また、禁止行為の当該条項につきましては、いただいたご意見を参考に、条例案の作成において配慮しました。オは「市長が」と規定していま

		す。
17	ひどい管理状態であり、通行を避けていた。条例で定めた罰則を行政が執行しないことが問題である。広報活動と合わせて徹底してほしい。	本制度の運用開始前に、市ホームページや制度周知用の資料を通じて、本制度の趣旨等をご理解いただけるよう十分な周知に努めていきます。
18	禁止事項ウの「不安や嫌悪」や「粗野・乱暴な行為」がどのような行為によるものか不明である。このような行為に対して、職員が一方的に判断し指導や勧告を行う懸念がある。市民等には関わる人やできごと、時間などが含まれる。	禁止行為の当該条項につきましては、いただいたご意見を参考に、条例案の作成において配慮しました。また、詳細は市ホームページや制度周知用の資料を通じて、本制度の趣旨等をご理解いただけるよう努めていきます。なお、運用に当たっては、できる限り具体的な運用基準を定め、市と関係機関が連携して対応してまいります。
19	不安・嫌悪など感覚的な基準で市民等の行為を禁止することは問題である。	禁止行為の当該条項につきましては、いただいたご意見を参考に、条例案の作成において配慮しました。
20	プラッツなどで街づくりに取り組んでいる活動を参考にしたり、協力要請した方が良い。	本制度を運用するに当たり、参考となる事例は、活用していきます。
21	禁止行為をしている者に対して、本制度を運用して整備を進めてほしい。夜間対応も検討してほしい。	本制度を適切に運用して、市のシンボルでもあるけやき並木を守り、育てていきます。また、夜間対応については、関係機関へ協力を要請してまいります。
22	けやき並木を市で買い取るべき、でなければ大國魂神社の責任で呼びかけるべき。	国の天然記念物である馬場大門のケヤキ並木は、文化財保護法に基づく管理団体の指定を受けて、市が保護管理を行っておりますので、けやき並木を市で買取の考えはありませんが、管理については、引き続き、所有者である大國魂神社と連携していきます。
23	路上喫煙、酒盛りしている者を散見される。市は治安を守る責	本制度を適切に運用して、市のシンボルでもあるけやき並木を守り、育

	任がある。本制度に賛成する。	てていきます。
2 4	迷惑行為への注意を聞かなければ、過料を取るのには良い抑止力になる。	本制度を適切に運用して、市のシンボルでもあるけやき並木を守り、育てていきます。
2 5	厳しい厳罰化を導入して、美しいけやき並木を次世代につなげてほしい。	本制度を適切に運用して、市のシンボルでもあるけやき並木を守り、育てていきます。
2 6	石積みに立入ったり、乱暴に扱うことを禁止することは当たり前。厳しく罰して違反者を取り締まるのは仕方ない。	本制度を適切に運用して、市のシンボルでもあるけやき並木を守り、育てていきます。
2 7	府中市のシンボルとして将来にわたって市民を見守ってもらえるように制度の創設を望む。	本制度を適切に運用して、市のシンボルでもあるけやき並木を守り、育てていきます。
2 8	禁止事項ウの畏怖や困惑などを禁止することが本制度にどう結びつくのか分からない。また、基準があいまいで罰則を設けたり取り締まることは表現の自由を奪うもの。禁止行為を行う者に対して中止や注意・勧告できる権限は市長にはない。	国の天然記念物である馬場大門のケヤキ並木の指定地とその周辺の良好な環境が失われつつある以上、禁止行為の規定は必要だと考えています。ただし、禁止行為の当該条項につきましては、いただいたご意見を参考に、条例案の作成において配慮しました。また、本制度は、表現の自由を制限するものではなく、あくまで他人に迷惑を掛ける行為等について禁ずるものです。なお、正当な理由なく禁止されている行為を行い、他人に迷惑をかけている者に対しては、市長は当該行為をやめるよう指導することができます。
2 9	けやき並木が汚れていくことに心を痛めている。本制度に賛成する	本制度を運用することで、市のシンボルでもあるけやき並木を守り、育てていきます。
3 0	酔っ払いが大騒ぎして、ごみを散らかす。けやき並木を守ってください。	本制度を運用することで、市のシンボルでもあるけやき並木を守り、育てていきます。
3 1	1.行政指導ではなく、2～3年かけて住民参加によるワークシ	1.これまで多数の市民からの通報等を受けて、職員が巡回し、その都

	<p>ヨップを繰り返して取組む。</p> <p>2.趣旨や基本理念に現状からの向上・変化が期待できない。</p> <p>3.禁止行為、指導勧告、罰則、過料などの文言を使わないようにする。</p> <p>4.重点喫煙路線の指定や過料を科せると答申した推進委員会の考え方に反対する。</p> <p>5.アイデア募集や催し物の実践は賛成</p> <p>6.担当課と市民のパブコメ報告会の開催</p>	<p>度、止めるようにお願いしましたが、聞き入れていただけませんでした。また、今年が国の天然記念物指定から100周年という年ですので、将来に亘ってけやき並木を守り、育てていくことが必要と考えて本制度を創設することとしました。また、制度(案)に対するパブリック・コメントの結果を踏まえて、市議会に条例案を上程しました。</p> <p>2.本制度は、市のシンボルでもあるけやき並木の良好な環境を次世代に確実に引き継いでいくために創設するものですので、引き続き、市民等と協働でその目的の達成に取り組んでまいります。</p> <p>3.禁止行為等の当該条項につきましては、いただいたご意見を参考に、制度案の作成において配慮することとしました。</p> <p>4.ご意見として承りました。</p> <p>5.今後もイベントなどによるけやき並木の空間活用は必要と考えています。</p> <p>6.本市のパブリック・コメント制度では、報告会は開催しません。</p>
3 2	警察にいた方による対応や過料は抑止力になる	抑止力となって、けやき並木の環境が改善されることを望んでおります。
3 3	この制度は、単なる人権侵害と思う	本制度は、けやき並木の良好な景観、環境を維持していくために、ルール・マナーを守ってくださいをお願いするもので、退去・排除ではなく、迷惑行為を止めてもらい、良好な環境を守ることを目的の一つとしています。

34	けやき並木を後世に残すために必要な制度	本制度を運用することで、市のシンボルでもあるけやき並木を守り、育てていきます。
35	ファミリーマートや啓文堂の前で大騒ぎしたり寝ている。治安が悪い。安心して歩けるけやき並木になってほしい。	本制度を適切に運用して、市のシンボルでもあるけやき並木を守り、育てていきます。
36	けやき並木に、集団で酒を飲み大騒ぎしている人たちがいて、子どもを連れて行くのは怖い。安心して歩けるようにしてほしい。	子どもたちをはじめ、誰もが安心してけやき並木に訪れ、集っていただけるように、本制度を適切に運用して、市のシンボルでもあるけやき並木を守り、育てていきます。
37	けやき並木の世話をするメンバーを募ると良いと思う。花で飾ったりテーブルを置くと良い。	本制度にあるように、市民等と協働によりけやき並木の良好な環境の保全と利用に取り組んでまいります。
38	禁止事項ウについて、憲法で集会と表現の自由は保障されているが、意見を述べる側が委縮する。指導・勧告について十分配慮し、過料は取ってはならない。	本制度は、憲法で保障する事項を妨げるものではありません。また、過料は、既に府中市まちの環境美化条例で規定されている禁止事項に適用するもので、本制度で新たに過料を科すことを規定するものではありません。
39	禁止事項、行政罰が強調され不快である。市民観点を取り入れ市議会での議論を望む。	本制度は、けやき並木の良好な景観、環境を維持していくために、ルール・マナーを守ってくださいをお願いするもので、迷惑行為を止めてもらい、良好な環境を守ることを目的の一つとしています。過料は、既に府中市まちの環境美化条例で規定されている禁止行為に適用するものです。また、本制度は、市議会に条例案を上程し、そこで審議いただきました。
40	イベントや祭りの時に石垣に入っている人がいても注意がない。	イベントなどの主催者に対して、本制度を遵守する対策を講じるよう求めていきます。

4 1	禁止行為の表現の仕方と罰則規定の決め方などを時間をとって検討してほしい。	禁止行為の当該条項につきましては、いただいたご意見を参考に、条例案の作成において配慮しました。
4 2	本制度について、丁寧に市報に載せ、説明会を開いて市民の声を反映してほしい。罰則や取り締まり、過料の徴収は、本来の「目的」や「基本理念」などとは違うと思う。	本パブリック・コメントに寄せられた意見をできる限り反映し、条例案として市議会に上程しました。また、本制度については、条例施行までに、市ホームページや制度周知用の資料を通じて、その趣旨等を十分にご理解いただけるよう努めていきます。さらに、過料は、既に府中市まちの環境美化条例で規定されているもので、本制度で新たに過料を科すことを規定するものではありません。
4 3	ケヤキ並木の状態を樹木医や専門家による調査や知見を得て把握しているのか。禁止行為の「市民等に不安・嫌悪を覚えさせる」などは、誰がどのように判断し、市はどのように確認するのか。市民に通報を要求するのか。ケヤキ並木の人の行為を含めた現状と課題、市民に求めるものを分かりやすく宣伝してほしい。	市では、毎年度、年に2回、樹木医等による定期巡回を行い、ケヤキ並木の現状を把握しています。また、各分野の専門家で構成される、府中市文化財保護審議会に現状を報告するとともに、課題に対する意見を伺っています。本制度の運用に当たっては、できる限り具体的な基準を設け、市の職員が関係機関などと連携して対応していきます。改めて通報を求めませんが、これまで多くの市民の皆さんから情報を得ています。また、条例施行までに、市ホームページや制度周知用の資料を通じて、本制度の趣旨等を十分にご理解いただけるよう努めていきます。